

議案第99号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正による給料表の改定に伴い、給料の調整額を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「17,000円」を「17,300円」に改める。

別表第2の5級の項中「12,600円」を「12,700円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職務の級	定額	職務の級	定額
1級	略	1級	略
2級	略	2級	略
3級	略	3級	略
4級	略	4級	略
5級	17,300円	5級	17,000円
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
職務の級	定額	職務の級	定額
1級	略	1級	略
2級	略	2級	略
3級	略	3級	略
4級	略	4級	略
5級	12,700円	5級	12,600円